ID: 318

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課

処分の概要	中止命令等
例規名 根拠条項	芦屋市生活環境保全のための建築等の規制に関する条例　第10条
例規番号	平成8年条例第1号

【根拠条文】

（中止命令等）

第10条　市長は、第4条第1項に規定する市長の同意を得ずに、建築確認申請書を提出した者又は遊技場若しくはホテルへの用途の変更をする者に対し、中止命令書により建築の中止を命ずることができる。

2　市長は、建築物がこの条例及びこの条例に基づく規則に違反していると認める場合においては、建築主に対し、是正措置命令書により原状回復その他の是正措置を命ずることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日